

# 避難確保計画 作成説明会

行田市危機管理課

令和5年2月13日（月）

1 作成等の義務化

2 作成方法

3 提出について

# 1 作成等の義務化

# 1 - 1 義務化の背景

- 大雨による風水害被害の頻発

近年、大型台風の発生や集中豪雨などにより  
全国で多くの風水害被害が発生

- 要配慮者利用施設でも被害が発生

平成28年8月台風 岩手県のグループホーム  
浸水からの逃げ遅れにより利用者9名が亡くなる

令和2年7月豪雨 熊本県の特別養護老人ホーム  
施設の1階が浸水、利用者14名が亡くなる

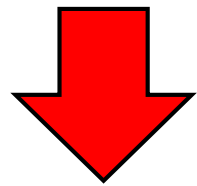
➡ 避難に時間がかかる**要配慮者**は  
**あらかじめ避難方法について**  
**決めておく必要がある**

# 1 - 2 法改正

## 水防法・土砂災害防止法 平成29年・令和3年に改正

浸水想定区域、土砂災害警戒区域内にある  
要配慮者利用施設の所有者または管理者

※市町村地域防災計画にその名称・所在地が定められた施設



## 義務化

- ・避難確保計画の作成、市町村への報告
- ・避難訓練の実施、市町村への報告

# 1 - 3 具体的には

## 行田市内の要配慮者利用施設に課されている義務は？

- ・ 行田市地域防災計画に掲載された施設が対象
- ・ 市域のほぼ全域が浸水想定区域 ➡ 「洪水」を想定

① 「洪水」を想定した避難確保計画の作成

② 「洪水」を想定した避難訓練の実施

※年1回以上

①②を行田市へ報告（提出）

# 2 作成方法

# 2-1-1 様式の入手方法

行田市ホームページから様式をダウンロードする

(1) 「行田市」「避難確保計画」でWEB検索

(2) 該当ページを開く

The screenshot shows the Gyoda City website header with the logo and navigation links. A red speech bubble points to the breadcrumb trail, indicating the path to the page. The main content area features a large red-bordered box containing the title of the page: '要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化について'. To the right, there is a QR code and a list of related links under the heading '防災の基本'.

行田市 Gyoda City

Select Language 文字サイズ 標準

このタイトルのページを開く

現在の位置 ホーム > 組織から探す > 市民生活部 > 危機管理課 > 業務案内 > 安全・安心 > 防災 > 防災の基本 > 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化について

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化について

ツイート

更新日：2022年02月01日

防災の基本

- > 避難者カードの
- > 洪水対応タイム画)について
- > 【風水害に備えインを作ろう

## 該当ページのURL

[https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/shiminseikatubu/kiki\\_kanri/gyomu/anzen\\_anshin/bosai/bosai\\_kihon/3582.html](https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/shiminseikatubu/kiki_kanri/gyomu/anzen_anshin/bosai/bosai_kihon/3582.html)



# 2 - 1 - 1 様式の入手方法

(3) 該当ページから「洪水に関する避難確保計画【様式】」のファイルをダウンロード

※学校、医療施設、社会福祉施設の共通様式

要配慮者利用施設の所有者または管理者の方は、次の手引等を参考に計画を作成してください

 [避難確保計画作成の手引き「解説編」](#) (PDFファイル: 5.3MB)

 [洪水に関する避難確保計画【記載例】](#) (PDFファイル: 1.2MB)

 [洪水に関する避難確保計画【様式】](#) (Excelファイル: 649.2KB)

## 避難確保計画の報告について

要配慮者利用施設の所有者または管理者の方は、計画を新規作成または一  
保計画作成（変更）報告書をダウンロードして必要事項を記入のうえ、避難  
管理課へご提出ください。

 [避難確保計画作成（変更）報告書](#) (Wordファイル: 30.5KB)

エクセル様式の  
ファイルを  
ダウンロード

## 2 - 1 - 2 作成にあたって

- 電子ファイルで作成する場合  
ダウンロードしたエクセルの  
桃色のセルをクリックして入力していく
- 紙の様式で作成する場合  
本日配布した様式を使用して  
空欄に手書きで記入していく

本日の説明会では  
電子ファイルで作成する方法を説明します

# 2 - 1 - 2 作成にあたって

作成前に・・・

**自施設の想定浸水深は何mなのかを確認**

**行田市 防災ガイドブック**

保存版  
身近な所に置いて  
ご利用ください

行田市公式 SNS はこちら  
防災情報を速やかに発信しますので、  
ぜひご利用ください。

LINE  
LINE ID  
@gyodacity

Twitter  
Facebook  
@gyoda\_PR 行田市

この防災ガイドブックは、  
行田市ホームページでも  
確認できます。

QRコードの読み取りにはアプリが必要です。

発行/令和4年3月 市民生活部危機管理課  
問い合わせ TEL: 048-556-1111 (代表)

目次	ページ
もしもに備えて	
災害発生前にできること	P.1
非常持出品と備蓄品	P.2
火災対策、救急救命	P.3
わが家の防災メモ、防災情報の入手	P.4
風水害対策	
台風、集中豪雨	P.5
竜巻・雷、大雪、避難情報の確認と求められる行動	P.6
避難する時に気をつけること	P.7
マイ・タイムラインについて	P.8
地震対策	
震度による揺れと想定される被害	P.9
地震発生！そのときどうする？	P.9~10
わが家の地震対策	P.11~12
避難生活	
避難所の選択、避難所生活・運営の心得	P.13
避難者カード	P.14
避難所等一覧表	P.15
洪水浸水想定区域図	P.16
防災マップ	
防災マップ(1)~(4)	P.17~30

◀ 行田市防災ガイドブック  
16~30ページ  
で確認しましょう

行田市洪水  
ハザードマップ  
でも確認できます▶

行田市洪水ハザードマップ

「洪水ハザードマップ」とは、河川管理者である国土交通省及び埼玉県により公表されたデータを基に、行田市内に浸水が想定される範囲とその程度及び避難場所を地図上に示したものです。  
市民のみならず洪水災害から身を守るために役立つ情報を記載し、平常時から洪水災害に関する意識を高め、速やかな避難をしていただくために作成したものです。(本ハザードマップは水防法に基づくハザードマップです)

各河川による避難情報の発令時期	利根川 (川上橋水位観測所)	荒川 (橋谷水位観測所)
はん宮危険水位	4.1m	5.5m
避難判断水位	3.1m	5.0m
はん宮注意水位	1.9m	3.5m
水防団待機水位	0.8m	3.0m

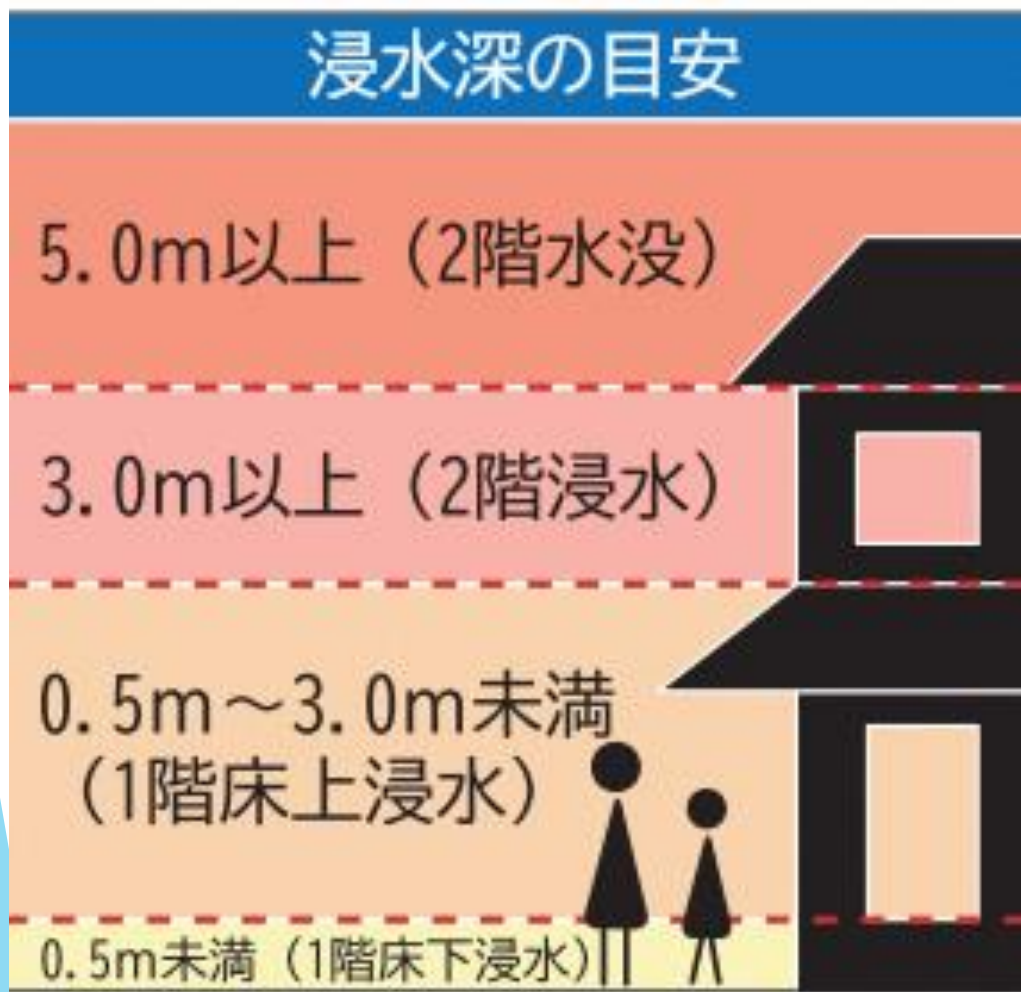
▼平常時の水位

気象・河川情報の入手先

- 気象庁  
・ <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- 国土交通省 川の防災情報  
・ <https://www.river.go.jp>
- 埼玉県防災ポータルサイト  
・ <https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/ansen/>
- 埼玉県 川の防災情報  
・ <https://suibo-river.pref.saitama.lg.jp>

# 2 - 1 - 2 作成にあたって

## 自施設の想定浸水深は何mなのかを確認



計画内で避難場所ができる  
建物が限定される

➡ 垂直避難不可  
立退き避難とする

➡ 3階以上を避難場所  
とする

➡ 2階以上を避難場所  
とする

➡ 1階以上を避難場所とする

# 2 - 2 作成

## (1) 避難確保計画 全体の構成

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	3
2	計画の報告	様式1	3
3	計画の適用範囲	様式1	3
4	防災体制	様式2	4
5	情報収集・伝達	様式3	5
6	避難誘導	様式4	6
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	7
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	7
-	施設周辺の避難地図	別紙1	8
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
15	防災体制一覧表	様式12	14
-	自衛水防組織活動要領	別添	15
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	16
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	16

全ての様式を作成する

市へ提出する様式

- ・ 様式 1 ~ 6
- ・ 別紙 1

個人情報を含むため

市へは提出不要の様式

- ・ 様式 7 ~ 12
- ・ 別添
- ・ 別表 1、2

作成後、自施設で管理

# 2 - 2 作成

## (2) 表紙

エクセルファイルを開くと  
左側に白紙の様式、右側に記載例があるので  
左側の様式へ記入していく

	記載例
洪水時の避難確保計画	洪水時の避難確保計画
	課長課 課長課 課長課 課長課
【施設名： <input type="text"/> 】	【施設名： <input type="text" value="〇〇〇〇〇"/> 】
【所在地： <input type="text"/> 】	【所在地： <input type="text" value="〇〇〇〇〇"/> 】
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 作成	<input type="text" value="〇"/> 年 <input type="text" value="〇"/> 月 作成
	<small>このエクセルファイルの使い方 作業シートに必要な項目(黄色追加・修正)を記入してください。 記入する場所は黄色の箇所です。 自衛隊施設を記載する場合と記載しない場合があります。目次を参考に作成してください。 記入が終わったら、不要な行は削除してください。</small>

施設名と  
作成年月を記載



# 2-2 作成

## (4) 様式1 施設の状況

施設に合わせて変更する  
(児童、利用者、患者など)

	平日			休日		
	利用者(患者)	施設職員		利用者(患者)	施設職員	
昼間	約 27 名	約 9 名		約 名	約 名	
夜間	約 9 名	約 2 名		約 名	約 名	

※利用者(患者)数は最大の利用者(患者)数を記載(おおよその人数でもよい)

※昼間は通所(院)部門と入所(院)部門の合計人数を記載

※夜間は入所(院)部門の人数を記載

※休日は訪問介護を実施、利用者はいない 等



# 2 - 2 作成

## (4) 様式1 事前休業の判断

### ● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所(院)部門を臨時休業とする。  
または午前 8 時の時点で、全県下又は「 行田市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所(院)部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報  
大雨警報又は特別警報  
洪水警報

コピーして様式へ  
貼り付け

※ 開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

休業を判断するのは何時の時点か  
施設の営業時間、利用者の特性などに  
応じて決定する

# 2 - 2 作成

## (5) 様式2 防災体制

洪水

様式2

記載例

### 4 防災体制

《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《目衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

この部分をコピーして  
様式へ貼り付け

# 2 - 2 作成

## (5) 様式2 防災体制

コピーして様式へ  
貼り付け

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)
以下のいずれかに該当する場合 ①【警戒レベル2】気象注意報(大雨・暴風)発表時 ②大雨・台風の接近等が予測されるとき	注意体制確立 レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対応時の体制・役割等の再確認</li> <li>気象情報及び洪水予報等の情報収集</li> <li>サービスの中止検討</li> <li>施設職員への情報周知</li> <li>使用する資器材及び非常持出品等の確認</li> </ul>	全職員 総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員)
以下のいずれかに該当する場合 ①気象警報(大雨・暴風)発表時 ②【警戒レベル3】高齢者等避難開始の発令時 ③氾濫警戒情報発表時(避難判断水位に達したとき) ・荒川(熊谷地点) : 5.00m ・利根川(八斗島地点) : 3.10m	警戒体制確立 レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報及び洪水予報等の情報収集</li> <li>避難所開設状況の確認</li> <li>保護者、家族等への事前連絡</li> <li>周辺住民及び協定締結企業等への協力依頼</li> <li>使用する資器材及び非常持出品等の準備</li> <li>要配慮者の避難誘導</li> </ul>	総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員)
以下のいずれかに該当する場合 ①【警戒レベル4】避難指示の発令時 ②記録的短時間大雨情報または大雨特別警報の発令時 ③氾濫警戒情報発表時(氾濫危険水位に達したとき) ・荒川(熊谷地点) : 5.50m ・利根川(八斗島地点) : 4.10m	非常体制確立 レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内全体の避難判断及び避難指示</li> <li>屋外への避難が困難な場合に、屋内安全確保へ切り替え</li> <li>施設内全体の避難誘導</li> </ul>	総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員)

# 2 - 2 作成

## (5) 様式2 防災体制

### 大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援(詳細は協定書参照)

コピーして様式へ  
貼り付け

# 2 - 2 作成

## (6) 様式3 情報収集

様式3

記載例

### 5 情報収集・伝達

#### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法(例)
洪水予報等	気象警報	テレビ ラジオ インターネット ▶気象庁 ( <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a> )
	洪水予報、水位到達情報	インターネット ▶国土交通省川の防災情報 ( <a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a> ) ▶埼玉県川の防災情報 ( <a href="http://suibo.saitama-river.info">http://suibo.saitama-river.info</a> ) ▶埼玉県河川氾濫防情報システム ( <a href="http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp">http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp</a> )
	高齢者等避難、避難指示	防災行政無線 行田市公式LINE 浮き城のまち安全・安心情報メール テレビ ラジオ インターネット ▶行田市HP ( <a href="https://www.city.gyoda.lg.jp/">https://www.city.gyoda.lg.jp/</a> )
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視 (但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)

コピーして様式へ  
貼り付け

# 2 - 2 作成

## (6) 様式3 情報伝達

### (2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「**A会**（避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは**A会**（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式8

「緊急連絡網」⇒様式9

**様式4**（後述）で選定する  
避難場所を記載する

※避難場所の候補が複数ある  
場合は複数記載しておく

# 2 - 2 作成

## (7) 様式4 避難誘導

### 6 避難誘導

#### (1) 避難場所、移動距離及び手段

様式4

記載例

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立退き避難（水平避難）する。関連施設等への避難も選択肢の一つである。利用者に合わせて移動手段に配慮する。避難場所への立退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部屋等へ移動する。

コピーして様式へ  
貼り付け

# 2-2 作成

## (7) 様式4 避難場所の選定

浸水想定区域外の系列施設または  
想定浸水深以上の高さの系列施設  
があるか ※無い場合は空欄

1) 立退き避難（水平避難）を行う場合

立退き避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）	A会（系列施設）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台

立退き避難（水平避難）の場合の避難場所2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）	B小学校	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台

一番近い指定緊急避難場所  
（小・中学校）はどこか

- ・防災ガイドブック
- ・洪水ハザードマップ
- ・市HPなどで確認



# 2 - 2 作成

## (7) 様式4 避難場所

自施設で想定浸水深より高い階へ  
避難が可能か  
※不可の場合は空欄

### 2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

近隣に高さのある安全な  
場所や建物はあるか  
※無い場合は空欄

### 3) 近隣の安全な場所※

立退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「○○公園」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

# 2 - 2 作成

## (8) 様式5 避難確保資器材

避難確保資器材一覧(例)

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話 懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(施設職員、利用者)、案内旗、タブレット、 携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、 電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、 蛍光塗料
施設内の一時避難	水(1人あたり9リットル)、食料(1人あたり9食分)、 寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、 マスク、ゴミ袋
医療器具	〇〇〇〇
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
処方箋	〇〇〇〇
その他	〇〇〇〇

浸水を防ぐための対策	
土のう	止水板、〇〇〇〇

コピーして様式に  
貼り付け、施設の備蓄状況  
に合わせて編集する

避難する際や浸水を防ぐた  
めに必要な資器材を  
記載して維持管理に努める

防災研修や訓練実施  
の時期(予定)を記載

### 8 防災教育及び訓練の実施

毎年4月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年5月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を3月に作成する。

# 2-2 作成

## (9) 別紙1

別紙1は必ず市に提出してください。

別紙1

記載例

【施設周辺の避難地図】

洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立寄り避難		屋内安全確保
	避難場所1	避難場所2	
洪水	A会（系列施設）	B小学校	本施設2階



※施設的位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載  
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

様式4で選定した  
避難場所を記載

②避難場所

③施設から避難場所  
までの避難経路

④移動手段  
（徒歩、自動車など）

①自施設の位置

- ・防災ガイドブック
- ・洪水ハザードマップ
- ・重なるハザードマップ  
（国土交通省ポータルサイト）  
などの地図を活用

【ポイント】

- ・複数の避難場所、避難経路を  
考えておく
- ・自施設から避難場所までの移動  
時間、距離を把握しておく  
⇒ 様式4へ距離を記入
- ・避難に時間を要する方の移動  
には時間に余裕を持たせた  
避難計画を立てておく

（避難経路が使用できず  
迂回する可能性あり）  
（利用者の避難のため、職員は  
何度も往復する可能性あり）

# 2 - 2 作成

## (10) 様式6

様式6は、自衛水防組織を設置する場合のみ市へ提出してください。

様式 6

### 9 自衛水防組織の業務に関する事項

記載例

(1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
- ②毎年 5 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

防災研修や訓練実施の時期（予定）を記載

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

# 2 - 2 作成

(1 1) 様式 7 ~ 1 2、別添、別表 1 ~ 2  
市への提出は不要  
作成後、自施設で管理

様式 7	防災教育及び訓練の年間計画
様式 8	利用者緊急連絡先一覧表
様式 9	緊急連絡網
様式 1 0	外部機関等の緊急連絡先一覧表
様式 1 1	対応別避難誘導一覧表
様式 1 2	防災体制一覧表
別添	自衛水防組織活動要領
別表 1	自衛水防組織の活動と任務
別表 2	自衛水防組織装備品リスト

「様式 7 ~ 1 2」  
同様の名簿や計画、一覧  
が既に作成済であれば  
それを使用する

「別添」「別表 2」  
記載例をそのまま  
使用可

作成するものは以上です

## 2 - 3 参考資料

作成方法について  
もっと詳しく！  
「記載例」 + 「解説編」

### 行田市「避難確保計画の作成等の義務化について」

[https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/shiminseikatubu/kiki\\_kanri/gyomu/anzen\\_anshin/bosai/bosai\\_kihon/3582.html](https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/shiminseikatubu/kiki_kanri/gyomu/anzen_anshin/bosai/bosai_kihon/3582.html)

- ・ 避難確保計画の作成の手引き「解説編」
- ・ 洪水に関する避難確保計画【様式】 【記載例】
- ・ 避難訓練実施報告書

避難訓練を実施  
したら市へ提出



### 国土交通省「要配慮者施設の浸水対策」

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

- ・ 避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・ 要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材

制度や考え方を  
もっと詳しく！

動画でもっと  
分かりやすく！



# 3 提出について

## 3 - 1 提出期限

必ず提出しましょう

**令和5年2月28日(火)**

今日からすぐに作成を！

不明点をご相談ください



## 3 - 2 提出先

# 行田市役所 危機管理課 宛

- ・メール

ILジ-

kikikanri@city.gyoda.lg.jp

- ・持参

行田市役所 21番窓口

- ・郵送

〒361-8601 行田市本丸2-5

- ・ご相談・お問い合わせ

048-556-1111 (内線281, 282)

# おわり

避難訓練の実施・報告もお願いします！